

第4章 詐欺及び恐喝の罪

第1項 詐欺罪

(詐欺)

第246条 人を欺いて財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

(未遂罪)

第250条 この章の罪の未遂は、罰する。

(準用)

第251条 第242条、第244条及び第245条の規定は、この章の罪について準用する。

① 欺く

「欺く」とは、改正前の「欺罔」と同義であり、だますこと、人を錯誤に陥らせることをいう。

1 人をだますには、いろいろの場合があるが、詐欺罪における欺罔行為は、相手方の財産的な処分行為に向けられたものでなければならない(後述③の解説 312頁参照)。

2 真実を告知する義務があるのに、相手の錯誤を利用して、真実を告知しないという方法での欺罔もある(不作為による欺罔)。例えば、相手が誤って余分に釣銭を出してきた場合に、知らぬ顔をして受け取ってしまうこと(釣銭詐欺)な

どがこれに当たる。この場合、取引上一般に要請されるところの信義誠実の観念から、真実を告知する義務があるからである(自己の口座に誤って振り込まれた預金の払戻につき最決平15・3・12集57・3・322。自己名義口座からの振り込み詐欺被害金の払戻しにつき東京高判平25・9・4高検速報3507)。第三者に譲渡する意図であるのに、これを秘して金融機関から自己名義の預金通帳とキャッシュカードの交付を受ける(最決平19・7・17刑集61・5・521。暴力団員でないかのように装って、ゴルフ場を利用した場合(後記二項詐欺)につき最決平26・4・7刑集68・4・715)、国際線搭乗手続で他人に搭乗させる意図を秘して自己の搭乗券の交付を受ける(最決平22・7・2刑集64・5・829)も同様である。

3 無銭飲食や無銭宿泊の場合、本来の支払いの意思や能力がないときは、飲食物を注文したり宿泊を申し込む行為そのものが、いかにも飲食・宿泊後確実に代金を支払うかの如く装う欺罔行為と認められるのであって、「装う詐欺」であり、作為的欺罔行為である。飲食店やホテルで飲食・宿泊する場合、店の関係者と特別な関係・事情のない限り、代金は店や宿を出るとき即時払いをすべきは社会通念上当然であり、その意思・能力がないことが相手方に判っていれば相手方は注文・申込に応じるはずがないことも当然である(最決昭30・7・7刑集9・9・1856(⑤)の2の解説 316頁・【実例】2 317頁参照)。支払能力がないのに商品を注文したり、不渡と知りながら代金支払のため小切手を交付するのも、注文あるいは交付の行為による欺罔行為である(最決昭43・6・6刑集22・6・434等)。

4 一般の取引で慣行されている程度のかげひきや世間一般が承知している程度の誇大広告にあつては、ただちに刑法上の欺罔ありとはいえない(いわゆる「客殺し商法」が詐欺罪に当たることにつき最決平4・2・18刑集46・2・1)。ただし、誇大広告等については特定商取引に関する法律(72条1号、12条)、不正競争防止法(2条1項1号、14号、21条2項1号)等に罰則が設けられている。

② 財物・不法領得の意思

財産犯総説・第4項財物の解説 275頁参照。廃棄の意図であつたとして本罪の不法領得の意思が否定された例として最決平16・11・30刑集58・8・1005がある。

③ 交付させる

「^{はんしゆ}騙取」とは、だましとる、すなわち、錯誤に陥った相手をして財物を交付（占有の移転）させることであり、強盗や窃盗の場合と異なり、相手方の処分行為によって財物の交付を受けることを要するが、平成7年の法改正により、騙取は「交付させる」と改められ、用語が平易化された。改正前後で規定内容の変更はない。

不正競争防止法

(定義)

第2条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

一 他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。）の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を用いた商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為
(第2号～第13号省略)

十四 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引若しくは書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量若しくはその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又はその表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくはその表示をして役務を提供する行為
(第15号～第16号省略)
(第2項～第10項省略)

(罰則)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、10年以下の懲役若しくは2000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(第1号～第9号省略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の目的をもって第2条第1項第1号又は第14号に掲げる不正競争を行った者

(第2号～第7号省略)

(第3項～第12項省略)

特定商取引に関する法律

(誇大広告等の禁止)

第12条 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をするときは、当該商品の性能又は当該権利若しくは当該役務の内容、当該商品若しくは当該権利の売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除に関する事項（第15条の3第1項ただし書に規定する特約がある場合には、その内容を含む。）その他の主務省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

第72条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

一 第12条、第36条、第43条又は第54条の規定に違反して、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をした者
(第2号～第7号省略)
(第2項省略)

1 詐欺罪の構成要件は、欺罔——錯誤——処分行為——財産的利得である。相手方の財産的な処分行為を要することは、法文上なんらの規定もないので、「書かれていない構成要件要素」ともいわれていたが、改正により「交付させた」と規定された。財物騙取（一項詐欺）の場合は、相手方が財物を交付するという行為があれば、財産的な処分行為があったものとみてよい（被害者に信販会社を介してクレジット契約による立替払いとして金員を交付させたものとして最決平15・12・9刑集57・11・1088）。この場合、財物の交付は、特別な事情のないかぎり、財物の所持者が、自分の意思で、財物の価値や利用を他人に与えてしまう行為をしたと認められるからである。

2 「欺罔行為」と「処分行為ないし交付行為」との間に「因果関係」のあることが必要である。「欺罔行為」を施して結果、相手が「錯誤」に陥り、その「錯誤」に基づいて「処分行為」をしたことになり得る（文書の内容が分かった上で作成して交付すれば詐欺となり得るが、内容を分らないまま作成させて交付を受ければ詐欺罪ではなく、文書偽造罪が成立することにつき大判大5・5・9刑録22・705）。このことから、ふたつのことがいえる。

① 詐欺罪における欺罔行為は、処分行為に向けられたものでなければならない

② 騙し取ろうとして嘘をついたが、相手は見破っていて可愛想に思って交付したというときは、詐欺は既遂で、未遂として処理しなければならないということである。

3 甲が騙し、乙が交付を受けても、二者の因果関係があれば騙取に当たると解する（一項詐欺については、共犯、情を知らない道具等、甲乙間に特別の関係を要するとした裁判例として大阪高判平12・8・24判時1736・130）。

4 一般に私人の所持が禁じられている物でも（例、覚せい剤・天然記念物・密輸品など）、他人が現実に所持している物を騙し取れば、詐欺罪は成立する（最判昭24・2・15刑集3・2・175）。財物奪取罪の規定は、人の物に対する事実上の所持を保護しようとするものである。その所持者が法律上正当にこれを所持する権限を有するかどうかに関係なく、物の所持という事実上の状態それ自体が、独立の法益として保護され、みだりに不正の手段によって侵害することを許さない。禁